

# 議員の兼職禁止

〔改訂 平成18年2月〕

## 公職の兼職禁止制度

一般に、公職の兼職禁止制度が設けられている理由としては、次のようなものがある。

第1は、職務専念ないし職務遂行の理念からの禁止である。

A職にある者がB職を兼職することによってA職の職務遂行に支障をきたすおそれのある場合に、B職との兼職を禁止するのがこれである。一般職の国家公務員又は地方公務員が他の職に従事するのを原則的に禁止しているのはこの例である（国家公務員法101、地公法38）。

第2は、職務相互において、制度上権力分立の必要性があるなど相互に相容れない要素がある場合である。

国会議員について両院の議員の兼職禁止（憲法48）、国会議員と政務官的な職等を除く国・地方公共団体の公務員、公共企業体の役職員との兼職禁止（国会法39）、地方公共団体の長と議員との兼職禁止（自治法92、141）等がこの例である。

第3は、職務の公正な執行の担保、あるいは、政治的中立性の確保を目的とする禁止である。

公職にある者は、国民ないし住民の代表者として公正な職務の執行が担保されなければならない。A職にある者がB職を兼ねることにより、職務の遂行に関し、その公正性について疑義がもたれることのないよう兼職を禁止す

## 議員の兼職禁止

---

る必要がある。一般職の国家公務員又は地方公務員についての営利企業等の従事制限（国家公務員法103、地公法38）、裁判官の兼職禁止（裁判所法52）等はこの例である。

## 議員の兼職禁止とその範囲

議員の兼職禁止については、議員の方から兼職を禁止している場合と、他の職の方から議員を兼職することを禁止している場合がある。議員の方から兼職を禁止しているのは、国会議員との兼職、他の地方公共団体の議員との兼職並びに地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員との兼職についてである（自治法92）。

### <国会議員との兼職禁止>

地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない（自治法92①）。これは、議員をして十分にその職責を果たさしめようとする趣旨のほかに、国会議員との兼職により中央の政争が過度に地方自治に影響することを防止することがその立法趣旨と思われる。

なお、国会及び地方議会の職務権限の重要性、議会活動ないし議員活動の現状からすれば、実際上からも両者の兼職は不可能であろう。

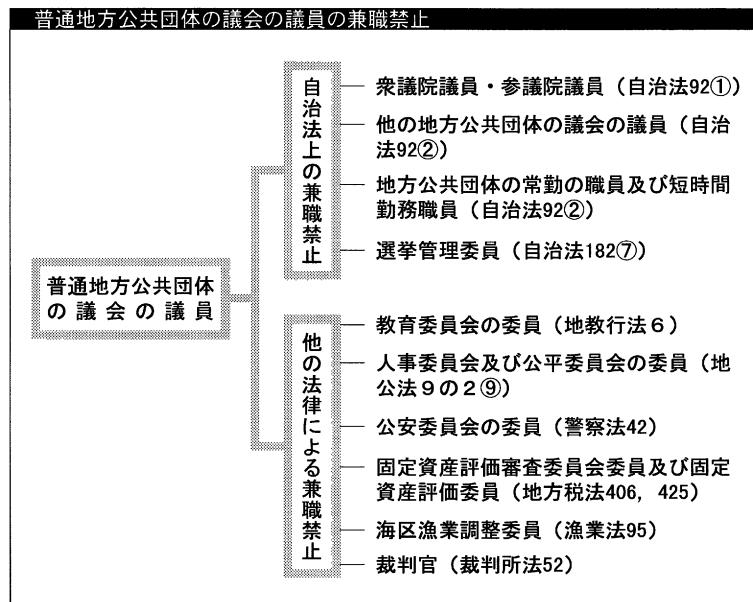
### <他の地方公共団体の議員との兼職禁止>

地方自治法第92条第2項は「普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員……と兼ねることができない」と規定しているが、これは当然に他の地方公共団体を意味する。他の地方公共団体であるから、文理上は他の都道府県、他の市町村のすべてが含まれるが、同一人が二以上の市町村において被選挙権を有することはあり得ないので、結局市町村の議会の議員とその市町村を包括する都道府県の議会の議員とを兼ねることができないということである。その理由としては、市町村とこれを包括する都道府県と

## 議員の兼職禁止

の関係は国と地方公共団体との関係に似たところがあるので、国会議員との兼職禁止に準じて取り扱うこととしたものと考えられる。

なお、ここにいう「地方公共団体」には一部事務組合や財産区も含まれる。もっとも、一部事務組合の議会の議員との兼職については、地方自治法第287条第2項の規定により、差し支えないこととされている（公選令90④参照）が、財産区の議会の議員との兼職はできない（自治法296、昭38. 3. 27行実）。



### <地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員との兼職禁止>

地方自治法第92条第2項に、普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という）と兼ねることができない旨規定されている。この趣旨は主として、職務専念ないし職務遂行の理念

## 議員の兼職禁止

---

からの理由と意思決定機関と執行機関との権力分立を理由とするものである。地方公共団体の議会の議員は、当該地方公共団体だけではなく、他の地方公共団体の常勤の職員も兼職が禁止されている。

ここでいう「常勤の職員」とは、地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号の「非常勤」に対応する概念で、常時勤務することを要する職員を指し、常時勤務することを要する職員であれば、一般職たると特別職たるを問わない。「短時間勤務職員」とは、任命権者が定年退職者等を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め常時勤務を要する職に採用された職員をいい、その従事する職務の内容は常勤の職員と同様の本格的なもので、勤務時間が常勤の職員に比べて短いというだけであるため、「常勤の職員」と同一の取扱いとしている。

なお、地方公共団体の長、副知事及び助役並びに出納長及び収入役については、これらの職の方からも議員との兼職禁止規定が置かれている（自治法141②、166②、168⑦）。

### <選挙管理委員との兼職禁止>

地方公共団体の長等以外に、地方自治法上他の職の方から兼職を禁止しているものとして選挙管理委員会の委員がある（自治法182⑦）。その理由は、選挙管理事務の公正な執行を担保することにあるものと考えられる。

### <他の法律の兼職禁止>

地方自治法以外の法律で議員との兼職を禁止している主なものには次のようなものがある。

- (ア) 教育委員会の委員（地教行法6）
- (イ) 人事委員会及び公平委員会の委員（地公法9の2）
- (ウ) 公安委員会の委員（警察法42）
- (エ) 固定資産評価審査委員会委員及び固定資産評価委員（地方税法406，

425)

- (オ) 海区漁業調整委員（漁業法95）
- (カ) 裁判官（裁判所法52）

### 議員の兼職禁止の効果

兼職禁止規定の「兼ねることができない」という意味は、同時に両方の身分を有することが禁止される意味であるから、同時に兼ねることができない、他の職に新たに就任することができないという趣旨である（松本英昭著『新版逐条地方自治法』）。

例えば、現に議員である者を地方公共団体の常勤の職員に任用しようとする場合は、任命権者としては、議員の職を辞さない限り常勤の職員に任用することは差し控えるべきであり、また、兼職に該当することを知らずに誤って任用したような場合（本人が知らない場合もある）には、直ちにそのいずれかを辞することが必要である。

なお、議員と兼職を禁止されている職に在る者は多くの場合、公職選挙法第89条の規定により、在職のまま立候補を禁じられているため不都合を生ずることは少いが、中には当選の告知を受けた後に、同法第103条に規定する手続をとらなければならない場合もある。

具体的には、当選人の更正決定（公選法96）又は繰上補充（同法97、112）によって当選人と定められた者で兼職禁止の職にある者は、当選の告知を受けた日から5日以内にその職を辞さなければ、その当選を失うこととされている（同法103②）。

例えば、衆議院議員選挙で落選した者が、その後地方公共団体の議会の議員に就いていたが、衆議院議員について繰上補充が行われて、当選人となっ

### **議員の兼職禁止**

---

たような場合には、当選告知を受けた日から 5 日以内に、現在の職を辞するかどうかを自ら決定できることとしている。